

## 提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	テレワーク導入促進業務委託
業務の仕様等	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約締結日 ～ 令和 4 年 3 月 25 日
業務実施要件	(1) 日本国内に法人格を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (3) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。 (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。  ※共同企業体での参加の場合、(1)～(4)について、全ての構成員が満たしていることを要件とする。 なお、共同企業体の代表者となる者は、共同企業体構成員相互の関係を調整し、委託金の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。
提案していただく内容	企画提案書作成要領による
審査会開催予定日	令和 3 年 6 月上旬
その他	

\* 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

\* 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和 3 年 5 月 17 日（月）17 時 15 分（必着）までに参加意思表明書を提出するとともに、令和 3 年 5 月 26 日（水）17 時 15 分（必着）までに次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和 3 年 6 月 8 日（火）（予定）までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、または要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

\* 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

(1) 業者調査への協力

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等

・契約条件等の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。

(担当所属名) 神奈川県産業労働局労働部 雇用労政課	(問合せ先) 労政グループ 内田、佐々木	Tel 045-210-5739 Fax 045-210-8873
----------------------------------	----------------------------	--------------------------------------